

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 企業管理規程 鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

教育委員会規則

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則(昭和三十九年五月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(調査員)

第四条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、調査員を置く。

2 調査員は、教育委員会が任命する。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十八年三月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）及び四週五休制の試行に伴う職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和五十三年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）」を「及び職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）」に改める。

第八条第一項中「及び職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号）」を「、職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号）及び職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則（昭和五十八年三月鳥取県人事委員会規則第一号）」に改め、「交代勤務者については」の下に「、勤務を要しない時間に関するものを除き」を加える。

附 則

この企業管理規程は、昭和五十八年三月二十七日から施行する。